

街のホット情報

第35回豊の国ねんりんピック
市予選会出場者募集

◎シルバー将棋大会
時6月16日(日) 午後0時30分～(正午
受付開始)
場 植田公民館1階 大研修室
対 市内居住で、昭和40年4月1日以前に
生まれた人
料 1,500円
申・問 当日受付。詳しくは、県将棋連合会
事務局 七蔵司(☎090-2588-3221)
へ。

◎シルバー囲碁大会
時6月30日(日) 午前10時～(午前9時
40分受付開始)
場 コンパルホール 303会議室
対 市内居住のアマチュアで、昭和40年
4月1日以前に生まれた男性および昭
和50年4月1日以前に生まれた女性
料 2,000円
申・問 はがきに、住所、氏名、電話番号、
段級位、生年月日を記入し、6月14日
金(必着)までに日本棋院大分支部
小山隆司(〒870-0927 北下郡11-
5B ☎568-1101)へ。

◎剣道交流会 [無料]
時7月5日(金) 午後7時～
場 レゾナック 武道スポーツセンター
武道場
対 市内居住で、昭和40年4月1日以前に
生まれた人
申・問 電話で、6月21日(金)までに市剣道
連盟事務局(☎511-0887)へ。

◎赤十字救急法等講習会
時6月22日(日) 午前9時～午後1時(午
前8時30分受付開始)
対 15歳以上
定 20人(先着順)
料 1,500円
他・場・問 申込方法など詳しくは、日赤
大分県支部(千代町二丁目 ☎534-
2237)へ。

◎JICA海外協力隊募集
時募集期間:7月1日(月) 正午まで
内募集種別:一般案件、シニア案件
他・問 応募資格など詳しくは、JICA 冊
を ご覧になるか、JICA デスク大分
(☎533-4021)へ。

マーク・略語
時…日時・期間 場…場所 内…内容 講…講師 対…対象
定…定員 料…料金 持…持ち物 申…申込み 他…その他
問…問い合わせ 冊…ホームページ

お詫びして訂正いたします
市報5月号16ページに掲載しました
「大在東グラウンドがオープンしま
した」の所在地の表記に誤りがあ
りましたので、お詫びして訂正し
ます。
訂正前…大在浜一丁目
訂正後…大在浜二丁目

善意の泉 敬称略

善意の寄付が相次いでおります。
お礼申し上げます。
◎市へ
■株式会社J ECC
■ふるさと大分市応援寄附金(ふるさと納
税)へ寄付していただいた人の氏名等は、
市ホームページに掲載しています。
◎社会福祉協議会へ
篤志寄付

■三ヶ尻毎汎(荷揚町)/深草洋介(由布市)/
株式会社住化分析センター大分ラボラト
リー日の出会
香典返し寄付
■大分地区 鹿島恭子(六坊北町)/甲斐博
美(椎迫)/合澤利憲(明野東)/森ヨリコ
(中島東)/稲葉孝博(田ノ浦)/波多野剛
也(明礪町)/加藤和文(片島)/猪俣美保
子(高崎)
■鶴崎地区 川野智美(三佐)/竹内由香里
(森)/安部潤(皆春)/藤野宏輔(松岡)/
佐藤まり子(森町西)/池永順子(乙津)/
呑山好美(関園)
■大在地区 鷲尾真由美(城原)/久野義春
(大在北)/石井由美子(城原)/合澤和房
(政所)/森光宏(横塚)
■坂ノ市地区 三浦軍一(佐野)/松浦昌代
(久原南)/川本千代子(里)/藤堂恵(里)/
村上雄一郎(丹川)/太田佳津巳(里)/姫
尾高子(坂ノ市中央)/大石剛士(久原中
央)/平田博久(細)/藤澤剛(市尾)/山
口英樹(坂ノ市南)/杉崎美智子(屋山)
■大南地区 赤嶺重雄(上戸次)/三宅博文
(上戸次)/足立裕子(上戸次)
■植田地区 佐藤浩(寒田)/首藤綾子(国
分新町)/渡邊裕治(光吉)/生野美智子
(緑が丘)/牧野秀明(東院)/森長徳(椿
が丘)/田崎勝彦(賀来北)/釘宮和代(下
宗方)/安田瑠美子(田尻)
■佐賀関地区 吉野公晃(本神崎)
■野津原地区 後藤よね子(荷尾杵)/川野
学也(野津原)/和田清秀(上詰)/奈須待
子(下原)/小出眞一(竹矢)/工藤正信
(野津原)
■市外 村山雅彦(日田市)/福島志真(福
岡県志免町)

以上4月15日受付分まで

国民健康保険のお知らせ

国保

いお
たお

国民健康保険(国保)は、
加入者の皆さんが互いに支え合う仕組みです。
納付いただく国保料は、
国保事業の最も重要な財源になっています。
今回は、国保料の内容や
納付方法などについてお知らせします。

6年度の国民健康保険(国保)税

6月中旬に、納税通知書を世帯主宛てに送付します。
口座振替の利用者や年金天引き(特別徴収)の人へも、
通知書を送付します。世帯主自身が国保に加入していな
い場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、
世帯主が納税義務者となります。

※ただし、この場合の世
帯主の所得は税額計
算には含まれません。
なお、軽減判定の計算
(18ページ「国保料の
軽減制度」参照)には
含まれます。

国保料の
仕組み

世帯単位で課税され、加入者の所得によって算出される所得割、
加入者数やその世帯に賦課される均等割・平等割で構成されていま
す。そのため、税額は世帯により異なります。年税額は、毎年4月か
ら翌年3月までを1年度として、次の①～③を合計した額となります。

区 分	課税標準	税率・税額		
		医療分	支援分	介護分
① 所得割額	前年中の総所得金額などから 基礎控除(43万円)を差し引いた額 ※所得のある人個々に計算	8.65 100	2.49 100	2.50 100
② 均等割額	世帯の被保険者数1人当たり ※介護分は第2号被保険者数1人当たり	26,500円	7,700円	8,700円
③ 平等割額	1世帯当たり	25,700円	6,900円	5,900円
賦課限度額(最高限度額)		6年度 650,000円	240,000円	170,000円
		5年度 650,000円	220,000円	170,000円

医療分

国保加入者の医療費など
の費用として課税します。

支援分

後期高齢者医療制度
への支援金などの費
用として課税します。

介護分

介護保険制度への納付金とし
て課税します。
※40歳以上65歳未満(介護保険
第2号被保険者)の人に課税

国保料の年金天引き(特別徴収)

国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の2つの条件を
満たす場合は、原則、国保料を世帯主の年金から年金支給月ごとに天引きします。

- 国保の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- 国保の世帯主の介護保険料と世帯の国保料の1回の年金天引き(特別徴収)の合計
額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない

※年金天引きとなる世帯主には、あ
らかじめ通知書でお知らせします。
なお、これまで年金天引きしてい
た世帯主で、7年3月末までに75
歳の誕生日を迎える人は、年金天
引きではなく、納付書または口座
振替による納付(普通徴収)とな
ります。

口座振替に変更できます

年金天引きの対象者は、申し出ていただくことで、年金天引きを中止し、
口座振替に変更できます。 ※変更には3カ月程度かかります。

☎ 国保年金課 国保料の課税・減免など ☎ 537-5736
国保料の納付・相談など ☎ 537-5738

